

令和3年4月24日

保護者様

港区立青山中学校
校長 中田 和直

緊急事態宣言の再発令に伴う青山中学校の教育活動について

青山中学校では、令和3年4月23日に発出された国の緊急事態宣言が発令されている期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策を一層強化した教育活動を行います。

1 学校運営の基本方針

以下の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化した上で、学校運営を継続します。

- (1) 飛沫感染のリスクが比較的高い教育活動は中止します。
- (2) 緊急事態宣言期間中は人の流れを抑制するという趣旨から、感染症不安や登校自粛により家庭学習を希望される場合は、欠席扱いとはしません。また生徒に対してオンラインによる授業の中継、課題の提示・提出、オンライン朝の会を実施します。
- (3) ご家庭における感染防止の徹底を図るよう改めてお願いすると共に、生徒及び教職員など日常的に在校している人以外の来校を制限します。
- (4) 学年教員や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みをかかえている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

2 生徒に対する指導について

(1) 基本的な感染予防対策の再徹底をします。

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再確認
- ・毎朝の検温及び健康観察の再徹底(体調不良の症状がみられる場合は休養)
- ・教室等の密集の確実な回避(生徒同士の間隔を可能な限り1m以上確保)
2年生は少人数授業(数学・英語)以外の授業(給食を含め)はホールにおいて授業実施
- ・教室の窓と扉は常に開放し、換気の徹底

(2) 学習について

① 緊急事態宣言が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の活動は中止とします。

- ・音楽における歌唱活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)
- ・グループや少人数での話し合い活動
- ・生徒が対面で顔を寄せ合って行う観察や実験

② 感染症不安を理由として学校を欠席する生徒へのオンライン学習等の実施をします。

- ・生徒に配備されているタブレット端末等を活用して、オンラインによる授業の中継

- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安から学校を欠席している生徒に対し、タブレット端末を活用して週1回程度のオンラインによる個別面談等の実施

(3)部活動について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、部活動の練習、大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施を中止

(4)学校行事について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止

(5)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を徹底
- ・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を徹底
- ・休憩時間は大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導の徹底

(6)保護者会、学校公開等について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、学校公開は中止
- ※緊急事態宣言中に予定されている健康診断は、これまでと同じく感染症対策を講じたうえで実施

3 家庭における感染症対策の依頼

(1)家庭における感染症予防の徹底

これまで感染者の感染経路において、家庭内感染が最も多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めてご協力をお願いいたします。

- ・3密を回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスク着用)の徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底(家族等の同居者に何らかの症状がみられる場合は生徒を無理に登校させず休養させてください。)
- ・十分な換気
- ・手が触れる場所などの消毒
- ・タオルなどの共用の回避
- ・20時以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒の徹底

(2)家庭から学校への連絡の徹底

- ・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR 検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の徹底をお願いします。